

KIHO

広報きほう 10月号

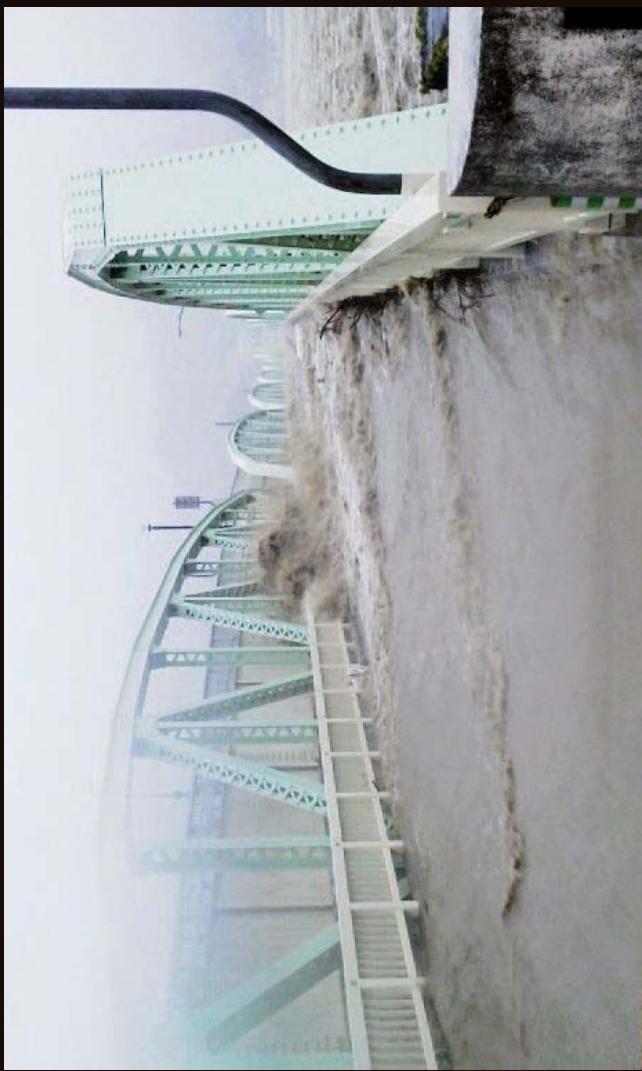
Public Relations Kiho 2011vol.69

災害臨時号

町を襲った

台風

台風12号の影響により、熊野川が氾濫し国道42号が浸水。
被害状況の確認に向かう、町と国土交通省の職員。その後、
被害は想像を超えるものとなった。(写真は成川下地区)



台風 紀宝を襲う記録的 台風12号 2011.08.30～09.05

台風12号 2011.08.30～09.05

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

大型で速々しく 記録的大豪雨となつた 台風12号

8月25日9時頃にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風12号は、発達しながらゆっくりとした進路で北上し、9月2日に四国地方に接近、3日10時頃には高知県東部に上陸しました。

大型で、さらに動きが遅かつたため、長時間にわたって台風周辺に非常に湿った空気が流れ込み、西日本から北日本にかけて山沿いを中心に広い範囲で大雨となりました。特に紀伊半島では、紀伊半島では降り始めの8月30日5時からの総降水量が多いところでおよそ1800mmを超えるなど記録的な大雨となりました。

このため紀伊町では、熊野川・相野谷川・井田川といい範囲で床上・床下浸水などの住家被害、田畠の冠水などの農林水産業への被害、鉄道運休などの交通障害が発生しました。

台風12号は、町に基大な被害をもたらしました。

掲載写真

① 田熊野大橋を越えた熊野川の潮流。（4日6時16分撮影）② ③ 熊野川が氾濫し、成川地区の国道42号は浸水する。（4日6時6分撮影）④ 大里永田地区で川幅員と消防団員。この後、写眞奥のカントリーマラーが隠れ写るほど浸水する。（3日17時撮影）⑤ 大里地区と井内地区はまるで湖のよう付近も浸水。（4日7時30分撮影）⑥ 成田駅盛地区の農協付近も浸水。（4日12時20分撮影）⑦ 高岡地区の輪中堤（高さ9・4m）を越えて集落へ浸水する様子。この後、相野谷川の水位は10mを超えた。（3日17時10分撮影）⑧ 高岡地区区のコンビニ前の国道42号も浸水。（4日5時34分撮影）⑨ 高岡地区の輪中堤内では、2階が隠れるほど浸水する。（4日12時7分撮影）

【①②③写真：紀南消防署】



卷之二

河川氾濫や土砂崩れ
などで被害拡大

台風12号に伴う記録的豪雨で、和歌山、奈良、三重の紀伊半島を中心に河川の氾濫や土砂災害などの被害が拡大しました。

が過去最高の10mを超えるものとなつたため、潮流流が高岡・大里・鷺田の各地区にある輪中堤（高さ9・4m）を超えて浸水。高岡の輪中堤では、一部が根こそぎ倒れました。

一時、土砂災害により孤立した集落も存在したため、隣

上自衛隊と警察 消防 水上保安庁による救助活動と
安否確認が行われました。

通行止め、電話回線の不通、停電、断水など、生活機能が完全に麻痺した状態となつてしましました。

死者は三重県2人（うち紀宝町1人）、和歌山県47人、奈良県8人で、全国では67人に上っています。また行方不明者は、全国で26人（うち紀宝町1人）に上っています。（消防庁資料より）

四藏写真

- 損害調査
①上空から見ると、山間部にはいくつも土砂崩れの形跡が存在する。②浸水したため、大量の災害でみが発生。③神内地区でも土砂崩れが発生。民家を襲った。④避難所となつた相野谷中学校体育館。最大時で74人が避難。⑤⑥高岡地区の輪中堀。濁水流は高さ9.9・4mの堤防を越え、一部を根こそぎ倒した。⑦土砂崩れが発生し、集落がのみこまれた高岡地区。⑧⑨土石流に飲み込まれた浅里和田地区。自衛隊員による行方不明者の捜索が行われた。⑩浅里地区から自衛隊のヘリで救助された住民ら。⑪濁流に押しし汰され、電柱をなぎ倒し止まつた納屋。大里地区。⑫土砂崩れが発生した浅里地区。民家が飲み込まれた。⑬道路が崩落した成川上地地区。⑭大里地区で救助活動を行つ三重県警。⑮大里津木地区を視察し、西田町長から説明を受ける野田首相と鎌倉三重県知事。(9月9日)



台風12号概要

多大な被害をもたらした

台風12号の概要

8月26日の傍晩アリアナ諸島の西の海上で発生した台風12号は、発達しながら北上して、28日には強風半径が100kmを超えて大型の台風となり、30日には中心気圧が965hPa、最大風速が35m/sという大型で強い台風となりました。

台風は、その後もゆっくりと北上して、奈良県上北山村付近で進路を一旦西に変えた後、9月2日には暴風域を伴つたまま北上して四国地方に接近し、3日10時前に高知県東部に上陸しました。その後、台風はゆづくり北上して四国地方、中國地方を離脱し、4日未明に日本海に進み、5日15時に日本海中部で温帯低気圧となりました。

以来の国内の観測記録である132.2mm（宮崎県美郷町神門）を上回ったのを始め、北海道から四国地方にかけての多くの地点で観測史上1位を更新しました。

また、新宮市新宮では、4日3時50分まで約1時間に亘る2.5mmとなる観測史上最多の雨を記録しています。

紀伊半島内では、1時間降水量（最大値）が川原（紀伊國）で114mm（4日4時まで）、役場本庁舎で109mm（4日4時まで）、桐原で92mm（4日3時まで）、平尾井で68mm（4日3時まで）を記録しています。
（注：桐原・平尾井・相野谷・川原の各観測所では、停電や水没などにより途中から測定不能になりました。）

熊野川の水位は、国土交通省紀伊国河川国道事務所によると、和歌山県新宮市相賀の水位観測所で4日2時50分に18.77mを観測。1959年9月の伊勢湾台風来襲時の16.4mを大幅に上回る過去最高を記録しました。以降は観測不能とな

り、水位はさらに上昇した可能性が高いといいます。

避難について

道路の通行止めや浸水などの影響により、ピーク時は4日5時現在では、3405世帯7432人を対象に避難指示が発令されました。避難所はまちの郷や小学校など19か所に開設。自生避難を含め、約1000人が避難しました。

避難所の中には、想像を

超える水に覆われ、浸水してしまった箇所もあり、山を越えて沿岸民衆へ避難するところもありました。

浅里地区に隣接しては、2日22時30分、道路も水により通行止めとなり、ピーコー時に防災行政無線、固定電話、携帯電話が繋がらなくななり、連絡を取り合なつてしましました。

その中に土砂崩れが発生し、9月18日現在においても行方不明1名の捜索が行われています。

避難者数(ピーク時)			(9月4日5時現在)
地区	施設名	避難者数	
井田	井田小学校	11	
神内	保健センター	3	
	上郷多目的集会施設	36	
成川	成川保健所	72	
	金剛浴場	15	
	金剛海水浴場	76	
鮎田	鮎田水門管理棟	13	
	牛鳴神社社務所	11	
高岡	高岡避難所 →近隣民衆へ避難	19	
	明利小学校	9	
大里	ふるさと資料館	16	
	相野谷中学校	44	
井内	井内青年クラブ	2	
	→近隣民衆へ避難		
平尾井	平尾井高齢者活動センター	2	
	高齢者活動センター	131	
	役場本庁舎	89	
鶴見	まなびの郷	390	
	福祉センター	77	
	第4分団消防車庫	20	
	合計	1,036	

台風12号対応の経過（概要）

8月31日水	紀伊半島に激しい波浪警報が発令
9月2日金	大阪・暴風警報が発令。災害対策本部設置 紀伊半島に洪水警報が発令 県営紀宝玉川発電（高岡→大里町）が河水により運行止め 高岡第一陸閘が全閉 高岡地区向陽水回地に避難勧告を発令 大里陸閘を全開 大里地区と深里地区に土砂災害注意情報が発令 高岡第2陸閘を全閉
9月3日土	主な1時間降水量 (8月30日から9月6日までの各測定所の最大値) 和歌山県新宮 132.5mm / 4日 3時 57分まで 三重県熊野新鹿 101.5mm / 4日 5時 02分まで 三重県御浜 92.5mm / 4日 3時 20分まで ※ 標準による数値が更新される可能性があります。 ※ 気象庁資料より
9月4日日	主な期間降水量 (8月30日午後5時から9月6日までの各測定所の総降水量) 奈良県上北山 181.15mm 三重県宮川 1630.0mm 和歌山県川 1186.0mm ※ 標準による数値が更新される可能性があります。 ※ 気象庁資料より
9月5日月	16:36 紀伊半島に発令されていた豪雨警報が解除され、 強風注意報が発表。大雨・洪水・波浪警報につ いては引き継ぎを発令中 高岡地区 相野谷川の水位が9.42mとなり 輪中堤の天端高である9.4mに到達 輪中堤に土砂災害警戒警報が発令 輪中堤 金剛 大里地区に水位標示と避難指示につ いて防災行政無線にて周知。高岡水位：9.4m超 え（輪中堤水位が入ってきてる状況がある） 輪中堤地区全域に避難指示を発令 国営丹青園（矢掛中学校前→新宮市役所大社前 交差点）が通行止め
9月6日火	16:36 紀伊半島に発令された豪雨警報が解除。大雨・ 洪水・波浪警報が解除 自衛隊4中隊役員会議・活動開始 紀伊半島に発令されていた波浪警報が解除 明内の水道が断水 災害救助法適用 国営丹青園（矢掛中学校前→新宮市役所大社前 交差点）の通行止めが解除 4者会議
9月7日水	14:30 避難勧告解除（高岡・鮎田・大里）

支え合うところ

やさしい気持ちで
紀宝町は支えられている



支え合うところが 復興へつながる

紀宝町は、台風12号の影響により今まで経験したことのない大規模かつ深刻な被害に遭いましたが、総力を挙げて災害復旧に取り組んでいます。そんななか、全国各地からやさしい気持ちがたくさん届いています。紀宝町災害ボランティアセンターでは、地元の方をはじめ多くの被災者に支え合ってきました。現在累計で2,263人の登録があり、連日浸水した家屋の片づけなどの支援に尽力をいたしています。

また、国・県をはじめ各種団体から、数多くの方が駆けつけ、給水活動や家屋の消毒、事務手続きの援助などについて、行政支援をしていただいている。支援物資も全国各地から、食料や日用品、衣類などを送ってきていただいている。自主防や民生委員などを通じて、避難所や要援護者などをさせていただいている。物心面から暖かい支援をして、今の紀宝町を支えています。支援者への感謝の気持ちを忘れずに、支え合うところを大切にし、一日も早い復興に向けて、みんなと一緒にがんばりましょう。

ご支援くださいみなさん

(9月18日現在)

支援団体
三重県/津市/四日市市/鈴鹿市/伊賀市/鳥羽市/伊賀市/亀山市/名張市/桑名市/尾鷲市/熊野市/多気町/菰野町/朝日町/紀北町/明和町/木曽岬町/東員町/大紀町/玉城町/南伊勢町/川越町/御浜町/国土交通省/海上保安庁/三重県警察/三重県消防局/みえ清掃事業協議会/北越紀州製紙株式会社/中日本高速道路㈱/中日本高速道路㈱/御浜町消火署/自治労三重県本部/紀宝町健賀農業組合/紀宝町水道組合/県内小中学校/市町教育委員会/県教職員組合/志摩JC

ほか多数のみなさん



01 紀宝町災害ボランティアセンターには、全国各地からたくさんの方が紀宝町の復興のために駆けつけてくれます。02、被災地では、ボランティアの方々のおかげで自助活動がはじめ、各市町のみなさんが給水活動をしてくれました。03、全国から支援物資が数多く送られています。本当にありがとうございます。

各市町から行政支援に！

— Interview —



喜大 喜大さん
三重県大紀町役場職員



富山 枝理さん
宮城県気仙沼市役員

恩返しの気持ちで
やってきました

こちらには、紀宝町役場の方が氣仙沼にボランティアに来てくれたのがきっかけでやつてきました。恩返しの気持ちを込めて。紀宝町がユースに出て来るのを見た時は、「みなさんも駆けつけたり気持ちいい感じになりました。気仙沼は今も地震発下の状態です。私の経験から、紀宝町のみなさんには、ストレスをさじと伝えてたいです。誰がだから、辛いことや悲しいことを自分でひとり抱きこまなければ、誰かに話してくださり。ひとりで悩まないで。

気仙沼市からボランティアに！

1日も早い復興を
ここから願っています

10月8日から17日までの間、大紀町役場から派遣されてきました。

被災した紀宝町は、テレビで見るよりひどく、匂いがほこりもあるって、言葉になりませんでした。

紀宝町では、家庭の消毒作業のお手伝いをさせてもらつてしまつていていますが、みなさんがやさしい笑顔で心をこめて

「ありがとうございます」と言つてくれるので、うれしく思います。困った時はお手伝いがてきて本当にありがとうございますね。助け合つていかないとい。

これからも大変な日々が続くと思いますが、紀宝町のみなさんの1日も頑張っています。

住まいの確保・再建のための支援 ~住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す~

台風 12 号による住宅被害に対する

被災者支援に関する各種制度の概要

◆住まいの被害状況に応じて

※全壊、大規模半壊、半壊等の被害程度を証明するものとして「罹災証明書」があります。詳しくは、10 ページをご覧ください。

再建の意向

活用できる支援制度

罹災証明書について

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられています。被災された場合に実際に制度が適用となる場合など、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。(平成 23 年 9 月 14 日現在)

台風 12 号により建物（家屋等）に損害を受けた方に対して「罹災証明書」の申請受付を行っています。

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（当分の間土日含む）

申請受付場所 役場福祉課（申請用紙は福祉課にあります）

印鑑

住まいを建て替え・取得したい

独立行政法人住宅金融支援機構の融資

- 災害復興住宅融資（建設） 14♪をご覧ください
- 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入） 15♪をご覧ください
- 災害復興住宅融資（補修） 16♪をご覧ください

災害援護資金等の貸付

- 生活福祉資金制度による貸付（住まいの補修等） 16♪をご覧ください
- 母子育児福祉資金の住宅資金 17♪をご覧ください
- 災害援護資金（災害弔慰金等に関する法律） 12♪をご覧ください

住宅の点検修理（災害救助法）

- 住まいまたはその周辺の土石等の障害物の除去 18♪をご覧ください
- 住まいの点検修理（災害救助法） 18♪をご覧ください

応急的に住宅を修理したい

被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

民間賃貸住宅に移転したい

独立行政法人住宅金融支援機構の融資

- 宅地防災工事資金融資 17♪をご覧ください
- 地すべり等関連住宅融資 19♪をご覧ください

宅地の被害

宅地等の復旧

※罹災証明とは	※被害認定基準	
罹災証明書は、地方自治法第 2 条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家の被害程度について証明するものです。		
罹災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があります。「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日政府第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき被害程度の認定が行われます。		
住まいを建て替え・取得したい	住まいがその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住まい全部が倒壊、流失、壊滅、全焼等により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。	
応急的に住宅を修理したい	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。	
民間賃貸住宅に移転したい	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。	
宅地の被害	▶詳しくは、紀宝町役場福祉課（☎ 33-0339）までお問い合わせください。	
宅地等の復旧		

被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

災害援護資金（災害用慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付																			
	<p>●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。</p> <p>（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3／4になります。）</p>	<p>◆住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">住宅の被害程度</td> </tr> <tr> <td>支給額</td><td>全壊等</td><td>大規模半壊</td></tr> <tr> <td>100万円</td><td>50万円</td><td></td></tr> </table> <p>◆住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">住宅の再建方法</td> </tr> <tr> <td>支給額</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅を除く）</td></tr> <tr> <td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td></td></tr> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で 200（または100）万円。</p>	住宅の被害程度		支給額	全壊等	大規模半壊	100万円	50万円		住宅の再建方法		支給額	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）	200万円	100万円	50万円	
住宅の被害程度																				
支給額	全壊等	大規模半壊																		
100万円	50万円																			
住宅の再建方法																				
支給額	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）																	
200万円	100万円	50万円																		
	<p>●住宅が全壊等（※）または大規模半壊した世帯が対象です。</p> <p>（※）下記の世帯を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するためのために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯 ■噴火災害等、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になつた世帯（長期避難世帯） 	<p>活用できる方</p>																		
お問い合わせ	<p>紀宝町役場総務課（☎ 33-0333）</p> <p>三重県防災危機管理部防災対策室（☎ 059-224-2189）</p>	<p>※本制度の対象となる世帯を判定するため、現在、住宅被害の詳細調査を実施しています。</p> <p>この調査には現地の経営確認が必要なため、できるだけ経営状況の保存にご協力ください。</p>																		

支援の種類	賃付																			
	<p>●災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方にに対して、災害用慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p>	<p>①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</p> <table border="1"> <tr> <td>ア. 当該負傷のみ</td><td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ. 家財の3分の1以上の損害</td><td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ. 住居の半壊</td><td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ. 住居の全壊</td><td>350万円</td> </tr> </table> <p>②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</p> <table border="1"> <tr> <td>ア. 家財の3分の1以上の損害</td><td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ. 住居の半壊</td><td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ. 住居の全壊（工の場合を除く）</td><td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ. 住居の全体の滅失または流失</td><td>350万円</td> </tr> </table>	ア. 当該負傷のみ	150万円	イ. 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ. 住居の半壊	270万円	エ. 住居の全壊	350万円	ア. 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ. 住居の半壊	170万円	ウ. 住居の全壊（工の場合を除く）	250万円	エ. 住居の全体の滅失または流失	350万円		
ア. 当該負傷のみ	150万円																			
イ. 家財の3分の1以上の損害	250万円																			
ウ. 住居の半壊	270万円																			
エ. 住居の全壊	350万円																			
ア. 家財の3分の1以上の損害	150万円																			
イ. 住居の半壊	170万円																			
ウ. 住居の全壊（工の場合を除く）	250万円																			
エ. 住居の全体の滅失または流失	350万円																			
	<p>支援の内容</p>	<p>賃付利率</p>																		
	<p>◆住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">住宅の被害程度</td> </tr> <tr> <td>支給額</td><td>全壊等</td><td>大規模半壊</td></tr> <tr> <td>100万円</td><td>50万円</td><td></td></tr> </table> <p>◆住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">住宅の再建方法</td> </tr> <tr> <td>支給額</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅を除く）</td></tr> <tr> <td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td></td></tr> </table>	住宅の被害程度		支給額	全壊等	大規模半壊	100万円	50万円		住宅の再建方法		支給額	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）	200万円	100万円	50万円		<p>年3%（据置期間中は無利子）</p>
住宅の被害程度																				
支給額	全壊等	大規模半壊																		
100万円	50万円																			
住宅の再建方法																				
支給額	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）																	
200万円	100万円	50万円																		
		<p>据置期間</p>																		
		<p>3年以内（特別の場合5年）</p>																		
		<p>償還期間</p>																		
		<p>10年以内（据置期間を含む）</p>																		

●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。
①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
②家財の1／3以上の損害
③住居の半壊または全壊・流出
●所得制限があります。

世帯人員	町民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。

お問い合わせ 紀宝町役場総務課（☎ 33-0339）

災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

災害復興住宅融資（建設）

支援の種類	新築住宅の購入			新築住宅の購入（表①）	リ・ユース住宅の購入（表②）	構造等	融資限度額	返済期間
購入資金融資	新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資です。	融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50m ² （マンションの場合40m ² ）以上175m ² 以下の中の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100m ² 以上であることが必要です。	融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。	この融資は、融資の日から3年間の元金償還期間を設定でき、据置期間を設定するなど返済期間を延長することができます。	◆新築住宅の購入（表①）	構造等	融資限度額	返済期間
特例加算（一般分）	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	450万円	併せて利用する購入資金の返済期間と同じ返済期間です。
土地取得費	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	土地取得費	970万円	-	970万円	基本融資の返済期間と同じ返済期間です。
土地取得費	耐火住宅	1,460万円	35年	土地取得費	970万円	-	380万円	35年

支援の種類	融資		
	<ul style="list-style-type: none"> 自然現象により生じた災害、または自然現象以外の原因による災害のうち、独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅です。 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 この融資は、融資の日から3年間の元金償還期間を設定でき、据置期間を設定するなど返済期間を延長することができます。 		

※金利については、独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。

●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」したむねの「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」または「半壊」したむねの「罹災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となります。）

お問い合わせ

独立行政法人住宅金融支援機構（☎0120-086-353）

母子寡婦福祉資金の住宅資金

支援の種類	融資	
●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。		
●貸付限度額等は次のとおりです。		
貸付限度額	200万円以内	
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年 1.5%	
据置期間	6か月	※貸し付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
償還期間	7年	
●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。		
お問い合わせ	紀宝町役場福祉課（☎ 33-0339） 三重県熊野保健福祉事務所福祉相談室（☎ 0597-85-2158）	

災害復興住宅融資（補修）

支援の種類	融資	
●自然現象により生じた災害、または自然現象以外の原因による災害により被害を受けた住宅の所有者が、独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅を補修する場合に受けられる融資です。		
●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。		
●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。		
支援の内容	構造等	融資限度額 返済期間
補修資金融資	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅	640万円 640万円 590万円
整地費		380万円
引方移転費用		380万円
※金利については、独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。		
活用できる方	●自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災證明書」の発行を受けた方が対象です。	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構（☎ 0120-086-353）	

宅地防災工事資金融資

支援の種類	融資	
●災害によって崩壊、または危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告、または改善命令が出されます。		
●改善勧告、または改善命令を受けた方にに対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。		
融資限度額 償還期間	1,030万円または工事費の9割のいそかが低い額 15年内	貸付限度額 250万円以内（自安） 連帯保証人を立てない場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5%
※金利については、独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。		
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善命令または改善命令を受けた方が対象です。	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構（☎ 0120-086-353）	紀宝町社会福祉協議会（☎ 32-0957） 三重県社会福祉協議会（☎ 059-227-5145）

生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

支援の種類	融資	
●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。		
●貸付限度額等は次のとおりです。		
貸付限度額	250万円以内（自安）	
貸付利率	連帯保証人を立てない場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5%	
据置期間	6か月以内	
償還期間	7年以内（自安）	
※金利については、自己所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯が対象です。		
活用できる方	●災害扶助金の支給等に係る法律の災害援護資金の対象となる世帯は、適用除外になります。	
お問い合わせ	紀宝町社会福祉協議会（☎ 32-0957） 三重県社会福祉協議会（☎ 059-227-5145）	

地すべり等関連住宅融資

住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	融資
●地すべりや急傾斜地の崩壊により、被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。	●地すべり等防護法の規定により、都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋、または関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして、新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。
土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋、または勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして、新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。

- 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

◆移転資金、建設資金または新築住宅の購入

構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金、建設資金 または新築購入資金	土地取得資金	
耐久住宅 準耐久住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	970万円	35年
木造住宅（一般） 特別加算（一般分）	1,400万円 450万円		25年

- ◆リ・ユース住宅の購入
15ページの(表①)のとおり

- 関連事業計画、もしくは改善命令、もしくは勸告に基づいて、住宅を移転または除去する際の当該家屋の所有者、賃借人または居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。

活用できる方	独立行政法人住宅金融支援機構 (☎ 0120-086-353)
お問い合わせ	紀宝町役場産業建設課 (☎ 33-0336) 三重県土整備部住宅室 (☎ 059-224-2720)

※本制度の対象となる世帯を判定するため、現在、住宅被害の詳細調査を実施しています。
この調査には現地の被害確認が必要なため、できるだけ被害状況の保存にご協力ください。

支援の種類	現物支給
●災害救助法に基づく住宅の応急修理は、災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理します。	●応急修理は、町が業者に委託して実施します。
●修理限度額は、1世帯あたり52万円（平成21年度基準）です。同じ住宅に2世帯以上が同居している場合は、1世帯とみなされます。	●修理限度額は、1世帯あたり52万円（平成21年度基準）です。同じ住宅に2世帯以上が同居している場合は、下記までご相談ください。
●以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊または半倒壊した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。 ※世帯年収や世帯人員などの条件については、下記までご相談ください。	●以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊または半倒壊した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。 ※世帯年収や世帯人員などの条件については、下記までご相談ください。

- 本制度の対象となる世帯を判定するため、現在、住宅被害の詳細調査を実施しています。
この調査には現地の被害確認が必要なため、できるだけ被害状況の保存にご協力ください。

住居またはその周辺の 土石等の障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物支給
●災害救助法に基づき災害によって、住居やその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を行います。 ●応急修理は、町が業者に委託して実施します。 ●対象額は、1世帯当たり平均134,200円内です。	●災害救助法に基づき災害によって、住居やその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を行います。 ●応急修理は、町が業者に委託して実施します。 ●以下の方を満たす方が対象です。 ①住家内の居室、台所、玄関、便所等の日常生活に最低限必要な場所を確保するための除去（物置、倉庫等は対象にならない）。 では、住家への出入口等で日常生活に支障を来たすものの、または放置しておくこと居住者の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを除去するものであること。 に建物を所有し、日常生活が営める場合は対象になりません。
活用できる方	紀宝町役場産業建設課 (☎ 33-0336) 三重県健康福祉部健康福祉室 (☎ 059-224-2238)

※本制度の対象となる世帯を判定するため、現在、住宅被害の詳細調査を実施しています。
この調査には現地の被害確認が必要なため、できるだけ被害状況の保存にご協力ください。

災害復興情報

～みんなでがんばろう～

相談

災害発生に伴う 健康問題について

災害発生に伴い、健診問題が心配されています。次のような症状がみられる場合は、速やかに「かかりつけ医」にご相談ください。

- ①軽症外傷、風邪症状
- ②ストレスによる不眠・頭痛・血圧上昇
- ③慢性的疾患等の内服薬中断による症状出現・悪化
- ④食欲不振や腹痛など消化器症状の出現

高齢の方とご家族のみなさんへ

高齢の方とご家族たちは、地域包括支援センターでの総合相談窓口として、介護・福祉・健康・医療などさまざまな相談を受け付けています。今回の災害の影響で、心身の状態が低下したり、生活面の不安も増大しがちです。どんな小さなことでも結構ですので、紀宝町地域包括支援センター（役場1階）までご相談ください。電話をいただければ、訪問

⑤車中泊によるエコノミー症候群の出現

⑥環境悪化による子どものアトピー性疾患の悪化

⑦腰痛などのからだの痛みの悪化

⑧口腔衛生悪化による食事摂取困難、誤嚥性肺炎の発症

⑨持続的な不安感

⑩便秘・痔の悪化

▶詳しくは、保健センター（☎ 3137000）までお問い合わせください。

災害に便乗した悪質商法に注意を！

災害に便乗した「駆除商法」や「豪華詐欺」等が全国各地で発生しています。「町から依頼をうけて家屋水道の無料点検に来たり」「電気やガスの契約を勧めるなど不審な情報が入りましたら、すぐに地域包括支援センター（☎ 3301175）までお問い合わせください。

▶詳しくは、紀宝町地域包括支援センター（☎ 3301175）までお問い合わせください。

振込口座：下記の①②まで

②第三銀行 新宮支店

・口座名義：紀宝町台風12号災害義援金
・預金種目：普通預金
・口座番号：2721671

※第三銀行本支店窓口で振り込みをされる場合は、手数料は無料です。ATMからの振り込みについては、9月21日（火）から手数料が無料になります。他行からの振り込みについては、手数料がかかる可能性がありますのでご注意ください。

紀宝町台風12号災害義援金

①郵便局・ゆうちょ銀行

・口座名義：三重県紀宝町台風12号災害義援金
・口座番号
・ゆうちょ銀行からの振り込みの場合
00860-2-2357
ゆうちょ銀行以外からの振り込みの場合
○八九店 当座 0002357

※全国のゆうちょ銀行・郵便局の窓口で振り込みされる場合は、手数料は無料です。インターネット・ATMからの振り込みについては、手数料がかかります。

▶詳しくは、役場福祉課（☎ 33-0339）までお問い合わせください。

証明書

罹災証明書

罹災証明書に関しては、10ページをご覧ください。

各種証明書の手続きについて

住民票、所得証明、評価証明同一世帯以外の方が来られる時は、「委任状（※）」が必要です。また、窓口に来られる方の本人確認をするため、運転免許証・健康保険証・パスポート等が必要です。

印鑑証明

【印鑑登録証（青色の手帳）をお持ちの方】
ご本人が来られるときは、その印鑑登録証のみ、代理人の方が来られるときは、依頼人の印鑑登録証と代理人の方の認印をお持参ください。
【印鑑登録証を登録されていない方、紛失された方】

原則本人が来ていただいて登録してください。必要なものは登録する印鑑、顔写真のついた身分証明書（運転免許証・パスポートなど）が必要です。（当日発行できます）

やむをえず、代理人が登録する場合は、役場税務住民課（☎ 33-0337）までお問い合わせください。

戸籍謄本等

本人から見て直系（祖父母・父母・子・孫）、配偶者、戸籍に記載されている方以外の方は「委任状（※）」が必要です。また、窓口に来られるすべての方の本人確認をするため、運転免許証・健康保険証・パスポート等が必要です。

（※）委任状の書き方

委任者は次のことを自書して下さい。用紙は、ノートや便箋でかまいません。

・委任する人のご住所

・委任する人のお名前（横に印鑑を押してください）

・委任される人のご住所
・使用目的
・必要な証明書

▶詳しくは、役場税務住民課（☎ 33-0337）までお問い合わせください。

介護保険

介護保険料の徴収猶予・減免措置について

台風12号で被災した方で、保険料の納付が困難になつた方のうち、6ヶ月以内の期間を限つて徴収猶予することができます。

また、紀南介護保険広域連合長が必要であると認められる方については、保険料を減免することができます。

手続き方法

役場税務住民課にある申請書に罹災証明書（その他証明できる書類）を添付し、ご提出してください。

※被保護者については減免の対象となりません。

た、保険料を滞納している場合も適用されませんのでご注意ください。

▶詳しくは、紀南介護保険広域連合（☎ 0597-16001）、もしくは役場税務住民課（☎ 33-0337）までお問い合わせください。

農業関係

農業者・事業者の支援について

農地等災害復旧補助金

農地の災害復旧に係る費用について、採択要件を満たすものについては一定割合を助成します。

農業経営関連災害復旧資金および相談窓口の設置

日本政策金融公庫や農業開発金融機関が相談窓口を設置します。また、融資を満たせば低金利での融資が受けられます。

▶詳しくは、役場産業建設課（☎ 33-0336）までお問い合わせください。

紀宝警察

お知らせ

避難にご注意を！

災害の発生に伴い、留宅などをねらった盗難事件が発生するおそれがあります。十分注意してください。

また、災害を口実にした詐欺事件や悪魔商法の発生が危惧されます。「おかしい」と思う来訪者や電話などがあつたときや、不審者を見かけたときは、警察に通報してください。

安全運転を心がけましょう

災害の影響で、道路が暗没してしまうなど道路状況が変化しているうえ、支援車両が多くなるっています。また、交通事故も増えています。余裕を持った運転で交通事故の防止に努めてください。

▶詳しくは、紀宝警察署（☎ 33-0110）までお問い合わせください。

一 淨化槽

淨化槽が浸水した場合には

台風12号による浸水で、合併処理淨化槽や単独処理淨化槽が浸水した場合、周辺の水位が下がれば、淨化槽内の水位も下がりますので、通常通り使用することが可能となります。土砂が流れ込んでいるなどの場合を除き、浸水によるくみ取りであることを伝えていたくか、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

ただし、アロアト（淨化槽に空気を送る装置）が水没した場合、故障している可能性がありますので、『変な音がする』『アロアトが熱を持っている』などの場合は、コンセントを抜いて一度、一度ご相談ください。
 ○町管轄の淨化槽：紀宝町下水道サービス（☎33-0360）がすでに確認していますが、もし、アロアト等に異常が発生した場合は、同社までご連絡ください。
 ○個人管理の淨化槽：契約先の保守点検業者に一度ご

相談ください。

◆くみ取り式トイレの場合
がくみ取り式トイレの便槽が浸水した場合は、町の負担でくみ取りを行っていますので、南清社（☎21-1155）へ直接連絡し、浸水によるくみ取りであることを伝えていたくか、役場環境衛生課までご連絡ください。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

一 水道料

水道メーターの検針について

白鳳12号の影響により、町内の多くの家屋が倒壊や浸水などの被害を受けしており、被災状況がまだ確定しておりません。検針の困難な地域が予想されることから、9月の水道料の検針は行いません。
 なお、8月分料金につきましては、10月に延期させていただきます。また、9

月分以降の料金等につきましては、後日お知らせしますのでご理解ください。
 課（☎33-0343）までお問い合わせください。

一 イベント中止

各種イベントの中止について

災害の発生に伴い、次のイベントは中止させていただきます。

○第2回紀宝町民運動会

10月16日(日)開催予定であ

った『第2回紀宝町民運動

事務局【教育委員会】（☎

33-0341）までお問い合わせください。

○第6回紀宝みどり

フェスティバル

10月23日(日)開催予定であ

った『第6回紀宝みどりフ

ェスティバル』。詳しくは、

役場企画調整課（☎33-0

334）までお問い合わせ

ください。

11月5日(土)・6日(日)に開

催予定であった『文化展』。詳しくは、まなびの郷（☎

32-10241）までお問い合わせください。

一 情報発信

防災行政無線が電話で確認できます

町では、防災行政無線放送の難聴地区解消対策のひ

とつとして、自宅電話や携

帯電話からフリーダイヤル

により、放送内容を確認で

きるシステムを導入して

います。音声応答装置

によって放送の内容

を聞き取りづらいと

わざわざイヤヤルで同じこ

とができるます。

災害時詳しく述べてお問い合わせください。

ままでお問い合わせください。

わせください。

☎0120-334-119

フリーダイヤル電話番号（無料）



▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

Twitter（ツイッター）を開始しました

町は、9月7日からTwitter（ツイッター）を利用開始し、道路情報や住宅相談など災害関連情報を発信しています。

紀宝町役場公式アカウント
http://twitter.com/#!/kiho_town
※Twitter（ツイッター）とは：個々のユーザーが「ツイート」（tweet）と称される短文を投稿し、閲覧できるコミュニケーションサービス。

災害ごみの分別にご協力を!



出せないもの

自動車、農機具（トラクター、耕運機等）、農業等農品類、石油などの危険物
農業等農品類、石油などの危険物

別してまとめて出してください。

回収日は指定できませんが、ごみ收集車が引き取りにいきます。

※くれぐれも交通に支障の出ないように配慮をお願いします。
 ②直接持ち込み
深田グラウンドへ直接持ち込んでください。午前9時から午後5時までです。
 ※量は、紀宝町リサイクルセンターへお願いします。

1. 燃料ごみ
※袋に入れてください。
※生ごみは通常のごみ收集へ。
※金物類は絶対に入れないでください。
2. 家電リサイクル対象品
※冷蔵庫などの中身は取り除いてください。
3. 家具類
4. 流木類
5. 置物
6. タイヤ
7. 金属類
8. コンクリートがら
がれき
9. その他（不燃ごみ）

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

土砂災害情報等メール配信サービスをご利用ください！



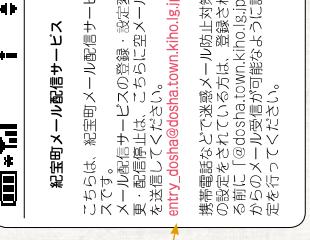
1

土砂災害情報等メール配信サービスは、土砂災害情報や気象情報（警報）、地震・津波情報、役場のお知らせ等の情報をメールによりお届けするサービスです。
（※後段からのお知らせは、防災情報のみです）

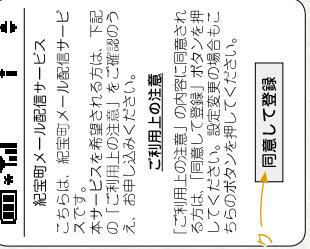
下記メールアドレスを直接入力し、空メールを送信する、または、携帯電話のスマート機能を使用して①のQRコードを読み取り、登録してください。

アドレス : entry_dosha@dosha.town.kiho.lg.jp

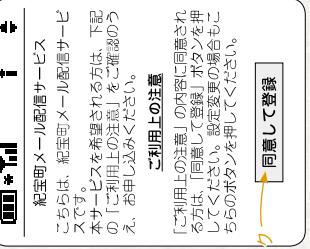
2



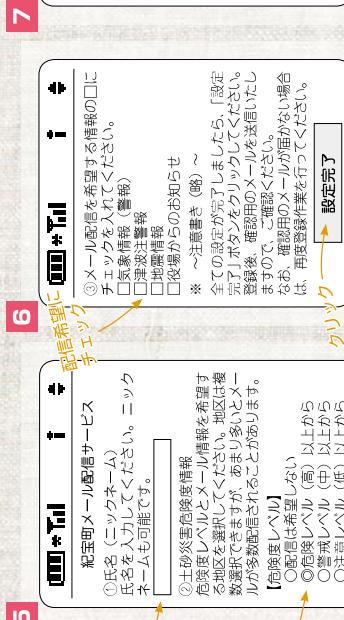
3



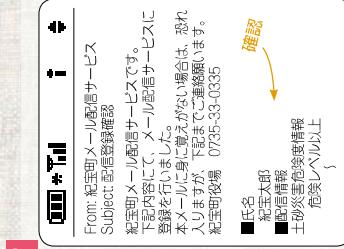
4



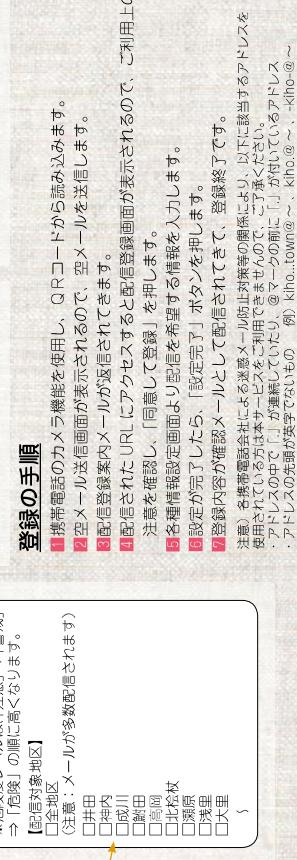
5



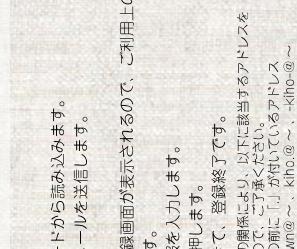
5



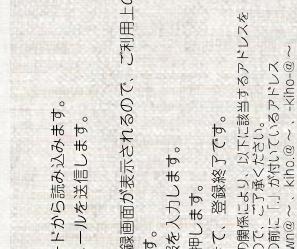
6



6



7



7

紀宝町土砂災害情報相互連絡システムを導入しています！

紀宝町の土砂災害関連情報を随时メール配信します

町では、三重県の協力を得て、土石流、地すべり、がけ崩れなどによる土砂災害から人命を守るために、平常時から災害時を通じて、土砂災害関連情報と提供できるシステムを導入しています。
提供情報は、土砂災害に関する危険度情報、雨量情報のメール配信サービスとなります。
詳しくは、役場総務課防災対策係（☎ 33-0335）までお問い合わせください。

インターネット上の一般向けコンテンツURL

- パソコン用 <http://doshatown.kiho.lg.jp/>
- 携帯電話用 <http://dosha.town.kiho.lg.jp/mobile/>



パソコンで見る、システム画面

メール配信で、下記のことを見ることができます

メール配信		注	パソコン用をパ、携帯電話用を携表示	
メニュー名	種別	説明	パソコン用をパ	携帯電話用を携表示
発令文	携	紀宝町に土砂災害危険度情報が発令されると、発表される情報によじメソセージが表示される。伝用するデータは、時間雨量による土砂災害指数による町土砂災害危険度とする。	パ	携
土砂災害危険度	携	紀宝町の地図を表示し、以下の情報を重ね合わせる。（最新データのみ表示） ①土砂災害危険度メソジ情報（表示するメソジ情報は、5km） ②雨量観測局情報（降雨量により色替え表示）	パ	携
雨量現況図	携	紀宝町内で、土砂災害危険度を超えている地区を一覧表示する。 ①雨量メソジ情報（現況、1時間、2時間予測値） ②雨量観測局情報（降雨量により色替え表示）	パ	携
雨量現況表	携	紀宝町の雨量観測局の一覧と、最新降雨情報（10分雨量、1時間雨量、連続雨量）を一覧表示する。 ①雨量メソジ情報（現況、1時間、2時間予測値） ②雨量観測局情報（降雨量により色替え表示）	パ	携
雨量観測局情報	携	指定した雨量観測局における降雨履歴を一覧表で表示する。（現在から過去3日間） 間隔で過去4時間分を切替表示	パ	携
リンク画面他	携	関係サイトへのリンクなど下記の画面を表示する。 ● 関係サイトへのリンク一覧 ● ヘルプ画面、システム同意事項 ● 問い合わせ等の案内 等	パ	携

10月の健健康カレンダー

Health October Calendar

◆子どもとお母さん（会場：紀宝町保健センター）

日	内 容 と 開 催 時 間
25日	すくすく育児相談 ※要予約、ご希望の方は、保健センターまで。
28日	ひびキッズ広場 ※午前9時～午後3時30分まで。 ※運動しやすい服装でおこなってください。 ※持ち物：オムツ、水着、室内シューズ ※要予約、詳しくは、紀宝町地域包括支援センター（☎33-0175）までお問い合わせください。

◆10月の休日当番医

日	病院名	内科・外科
2日	漢口クリニック	☎(31)6660 内科
9日	漢口クリニック	☎(21)3710 内科
10日	米良医院	☎(22)2710 内科
16日	米良クリニック	☎(21)7878 外科
23日	佐野内科	☎(28)3266 内科
30日	坂下小児科	☎(22)0115 小兒科

日祝：紀宝町保健会応急診療所 ☎0597(88)1001 内科

※運動会やお祭り等で、皆様のうれしさを大切にします。
※巡回が異なる場合は、三重県立医療情報センター（☎0597-89-1199）にご相談ください。

紀宝町学校特別支援員を募集

紀宝町教育委員会では、障がいのある児童の支援を行なう「学校特別支援員」（非常勤職員）1名を次のとおり至急募集いたします。応募資格 看護師の免許取得者 勤務校 紀宝町内小学校 勤務時間 月～金の学校の授業のある日の6時間程度（休業日勤務を要しない） 勤務待遇 紀宝町非常勤職員取扱要項に準拠 勤務時間、待遇など詳しくは町教育委員会（☎33-0341）までお問い合わせください。

◆財筋運動（イスに座ってできる簡単な運動です）

日	会場と開催時間
7・14・21・28日	保健センター （午後1時～2時30分） ※運動しやすい服装でおこなってください。 ※持ち物：オムツ、水着、室内シューズ ※要予約、詳しくは、紀宝町地域包括支援センター（☎33-0175）までお問い合わせください。

愛玩家、愛玩鷄を探しています

愛玩家、愛玩鷄を探している方を探しています

口蹄疫やインフルエンザなど、一回発生すると社会的影響が非常に大きい家畜の病気があります。これらの病気の情報を提供したり、注意を呼びかけたりするためには、牛、山羊、羊、豚、鳥など、家畜類（鶏、鴨、豚、牛、山羊、羊、豚、鳥など）を飼つていています。方の情報を集めていく方は、農業省産業建設課（☎33-0341）は、役場産業建設課（☎33-0341）または紀州畜産保健所（☎0597-89-1199）までお問い合わせください。

部消防救急課通信指令係（☎0597-89-0119）までお問い合わせください。

まじぐち国民年金

◆年金額の上乗せとなる付加保険料

平成23年度の老齢基礎年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で78,800円ですが、老後ににより多くの年金を受け取ることができます。これは年金額が支給されることで、付加年金が受け取れる年金を2年以内に支払った付加保険料は、年金額の200円×付加保険料とあわせて月額15,500円になります。これは年金額が支給されることで、付加年金が受け取れる年金額は支給額の20%で計算され、以上37までお問い合わせください。

町の人口 - population -

平成23年8月末現在（前月比）
人口 12,090 (-1)
男 5,699 (-1)
女 6,391 (+0)
世帯 5,467 (+3)

所の職員による年金相談は、10月19日㈭午前10時から午後2時まで小会議室で行います。

当選者発表表

9月号の正解
①減量②運動③依頼
9月号の当選者
④三重⑤笑顎
10月号の正解
①減量②運動③依頼
10月号の当選者
④三重⑤笑顎
お問い合わせください。

今月号は、通常の広報とさせていただきました。おも願いします。

紀宝町下水道サービス株式会社

浄化槽のご相談

リーダイヤル
0120-620-690
紀宝町下水道 375番地
TEL: 0735-33-0360 (代)
FAX: 0735-33-0365
HP: <http://pif-khdc.sakurana.jp>

内科・整形外科・リハビリテーション科	外耳・咽喉・頭頸部外科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
内科・整形外科・リハビリテーション科	外耳・咽喉・頭頸部外科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
胃カメラ（経鼻内視鏡）	腹部超音波検査	マッサージ（肩こり・腰痛）	マッサージ（肩こり・腰痛）	マッサージ（肩こり・腰痛）
リハビリ機器多款完備	尿路企画調整課	外診士・日祝	外診士・日祝	外診士・日祝

広報きぼう、町ホームページに
広告を掲載しませんか

町では、「広報きぼう」のこの位置と、「町ホームページ」のトップページに有料広告を掲載しています。みなさんの会社やお店の宣伝にご利用ください。詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

復興・再生に全力で取り組みます！

紀宝町長
西田 健



9月4日、台風12号は記録的な豪雨と土砂災害をもたらし、この恐ろしい大災害で、一人の尊い命が奪われました。亡くなられた方とご遺族の皆さんに、深くお悔やみを申し上げます。

また、被災されました方々に、心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風12号は、熊野川などの河川の氾濫や土砂崩れなどにより、被害は1000棟を超えていました。一時は、道路や水道、山林農地の被害など、全てのライフラインが断たれ、私たちも全く経験したことの無い未曾有の大災害となりました。今もなお一人の方が行方不明となっており、全力で捜索に取り組んでおります。尽労いただいている警察・消防・地域の皆さん

まに深く敬意を表します。

災害直後から、早々のお見舞いや救援物資、県内外から駆けつけてくださった数多くのボランティアの皆さまをはじめ、国・県をはじめ各種団体の方々から献身的なご支援をいただきしておりますことに、厚くお礼申し上げる次第でございます。

これから、町が一日も早く再生できるよう、議会、関係団体等と共に力を合わせ、全力で復興に取り組んでまいりたいと考えております。

今こそ、町民の皆さんお一人おひとりの力を一つにし、この困難に打ち勝とうではありますか。

ともにがんばりましょう。

平成23年9月18日

紀宝町長 西田 健